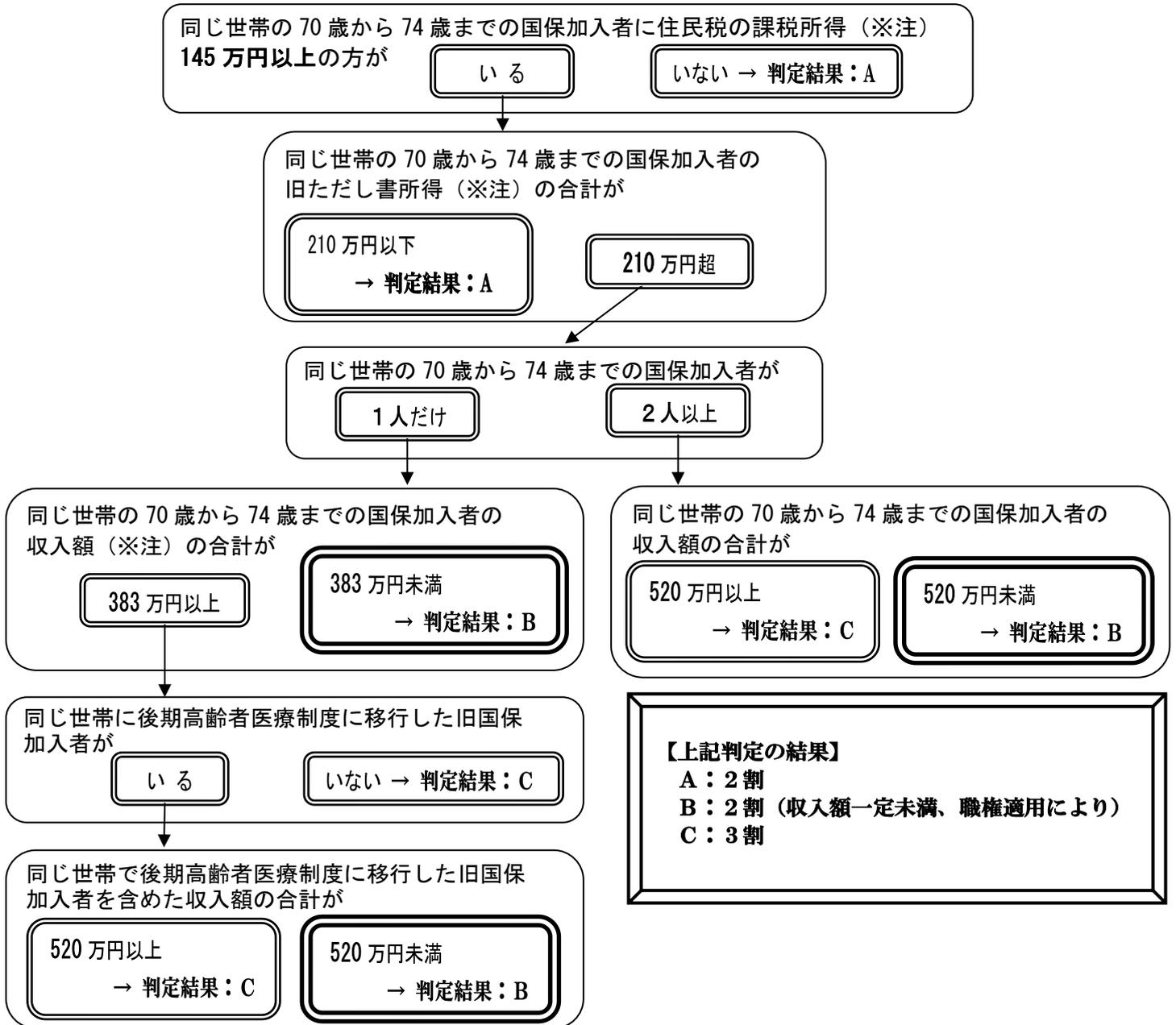


国民健康保険高齢受給者の一部負担金の割合の判定方法

高齢受給者の一部負担金の割合の判定方法は、次のとおりです。



注) 毎年 8 月に所得の判定年度が切り替えとなり、前年(1 月～7 月は前々年)の状況によって一部負担金の割合が決定されます。

住民税の課税所得とは・・・ 総所得金額等から住民税の各種控除の合計を差し引いた金額

○12 月 31 日現在で次の場合は、住民税の課税所得からさらに調整控除を差し引きます。

条 件	調整控除の額
本人が世帯主であって、同じ世帯に合計所得金額(給与所得者については給与所得から 10 万円を控除して算定した合計所得金額)が 38 万円未満の 19 歳未満の国保加入者がいること。	・16 歳以上 19 歳未満の国保加入者 1 人につき、12 万円 ・16 歳未満の国保加入者 1 人につき、33 万円

旧ただし書所得とは・・・ 総所得金額等から基礎控除額 430,000 円を控除した金額(マイナスの場合は 0 円)

収入額とは・・・ 給与収入・・・給与所得控除前の金額
年金収入・・・公的年金等控除前の金額
その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等)・・・必要経費を引く前の金額

【お問合せ先】 八戸市国保年金課 10 番窓口 TEL 43-9384 (直通)